

令和元年度包括外部監査における
「監査の結果」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「スポーツ推進に関する事務の執行について」

令和2年8月14日

大 田 区

令和元年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

目次

令和元年度における特定の事件（テーマ） 「スポーツ推進に関する事務の執行について」

指摘No.	監査結果 報告書の頁	項目名	所属	本書の頁
1	49	審議会への進捗状況の報告及び審議会による検証・評価	スポーツ推進課	1
2	51	庁内検討会の位置付け		2
3	52	作業部会の立ち上げ		3
4	57	推進施策の進捗状況の評価		4
5	78	スポーツ施設の「ストック適正化ガイドライン」に係る推進施策の主体		5
6	78	スポーツ施設の「ストック適正化ガイドライン」に対する区の対応方針		6～7
7	105	大田区スポーツ協会の監事の独立性		8～11
8	126	初心者スポーツ教室の受託事業実績報告書における報告事項の不備		12
9	126	初心者スポーツ教室の「テニス教室」における事業報告書の誤り		13
10	138	ホームページ上での貸借対照表の公告の不具合		14
11	172	指定管理者募集要項等に関する不適切な事務		15
12	172	監査資料（指定管理者募集要項）の提出不備		16
13	173	基本協定書に添付の「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」改正時の対応		17
14	173	監査資料（基本協定書に添付された仕様書）の提出不備		18
15	173	年度協定書で引用する基本協定書の条文誤り		19
16	174	事業計画書の期限後提出		20

指摘No.	監査結果 報告書の頁	項目名	所属	本書の頁
17	174	監査資料（事業計画書）提出時の添付書類不備	スポーツ推進課	21
18	176	監査資料（事業報告書）提出時の添付書類不備		22
19～ 21	177	事業報告書における資料の不備		23～24
22	178	事業報告書における資料と決算特別委員会資料の整合性及び不備		25
23	178	月次報告書における日付記載の不備		26
24	179	月次報告書における入金実績の不備		27
25	179	月次報告書における添付資料の提出遅延		28
26	179	台風による臨時休館日における業務日報の作成		29
27	180	備品への資産管理シール貼付		30
28	180	備品の基準金額変更に伴う対応		31
29	203	構成団体の責任割合と出資割合の基本協定書等への記載		32
30	208	月次報告書の提出日の誤り		33
31	221	未使用となっているおむつ用リサイクル回収箱の今後の処理		34
32	222	未使用となっているおむつ用リサイクル回収箱の備品台帳への記載		35
33	235	事業計画書における収入計画の不備		36
34	240	月次報告書の提出期限遵守		37
35	241	月次報告書における「自己評価に関する事項」の不備		38
36	241	月次報告書における報告事項の基本協定書と管理業務仕様書の不整合		39
37	242	管理業務仕様書が引用する基本協定書の条文番号誤り		40
38	242	年次報告書における「自己評価に関する事項」の不備		41

指摘No.	監査結果 報告書の頁	項目名	所属	本書の頁
39	243	日報の不備	スポーツ推進課	42
40	245	備品台帳への不備		43
41	245	区の備品台帳と施設の備品一覧の不整合		44～45
42	246	経年劣化した備品管理シール		46
43	265	指定管理料の支払	地域力推進課	47
44	266	個人使用		48～49
45	267	駐車場		50
46	274	基本協定書に添付の「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」改正時の対応	道路公園課	51
47	276	各公園水泳場における現金預金の管理方法		52～53
48	277	萩中公園水泳場における備品Ⅲ購入時の専用預金口座からの支払		54
49	279	現金預金の管理		55～56
50	281	備品の管理		57
51	290	矢口区民センター温水プール管理・業務日誌（個人）の記載不備	矢口特別出張所	58
52	353	「大田区観光・国際都市部事業概要 Compass2019」内の集計誤り	スポーツ推進課	59
53	382	スポーツ推進委員の運営における定例会議事録の確認		60
54	396	総合型地域スポーツクラブの登録要件		61
55	397	登録申請書の訂正印不備		62
56	398	登録申請書の設立年月日の記載		63
57	398	登録申請時の活動実績の記載		64
58	402	監査資料としての提出書類の不備		65

指摘No.	監査結果 報告書の頁	項目名	所属	本書の頁
59	405	OTA ウォーキングにおける事業実績の集計・開示	スポーツ推進課	66
60	406	OTA ウォーキングにおける事業実績の整合性		67
61	412	区民スポーツまつりにおける受託事業実績報告書内の会場数不整合		68
62	417	区民スポーツまつりにおける参加者総数の集計		69
63	423	おおたスポーツ健康フェスタにおける参加者数の整合性		70
64	428	区民スポーツ大会における参加者数の整合性		71
65	431	区民スポーツ大会における事業実績の集計・開示		72

指摘 No. 1	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：審議会への進捗状況の報告及び審議会による検証・評価	
指摘事項	
<p>第 3 回目の審議会について、監査手続実施時点では議事録を入手できていないため、議事の詳細は分からないところがあるが、スポーツ推進課が想定する進め方に従った推進状況の報告及び「本計画」で規定されている審議会による検証・評価が十分に行われているとはいえない状況であった。</p> <p>「分類③」となった項目については、前回の審議会の意見に対する考え方や課題解決につながる事業の報告は行われているが、「分類①」及び「分類②」を含めた「本計画」全体での既存事業の現状や課題、作業部会の立ち上げ状況及びその進捗状況の報告については、第 1 回及び第 2 回の議事録と第 3 回の次第に記載のある「関係資料」のタイトルを見ても、実施されている形跡がない。</p> <p>「本計画」で明記しているように、スポーツ推進課は毎回の審議会で「本計画」の進捗状況を報告し、進め方や進捗状況に問題がないのかを審議会で検証・評価してもらう必要があるが、現状ではそのための十分な資料を審議会へ提供することができていないため、進捗状況を把握・報告が適時・適切にできるような進捗管理体制を早急に構築し、「本計画」の推進体制を確立することが必要である。</p>	
措置状況	
<p>スポーツ推進審議会は、計画の具現化に向けて、効果・効率的な審議を図るため、解決が困難な課題の審議を優先的に行っております。年 2 回の審議会のうち、前期の審議会では事業の進捗途上であり、十分な資料の提供が困難でしたが、年度後半の審議会では事業の取り組み状況、事業に参加した利用者のアンケート、事業と「はねびょん健康ポイント事業」の具体的な連携を報告し、評価をいただきました。今後も、効果を評価できる十分な資料の提出を図り、有意義な審議会の運営に努めます。</p>	

指摘 No. 2	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：庁内検討会の位置付け	
指摘事項	
<p>「本計画」の推進施策について、1.「大田区スポーツ推進審議会による検証・評価」で記述した「検討の進め方」に従って、関係部局からそれぞれの推進施策への課題・意見を収集し、それに対するスポーツ推進課の見解を記載した資料を基に庁内検討会は進められている。しかしながら、関係部局から出された課題・意見もスポーツ推進課の見解もいずれも抽象的な内容のものが多く、具体的に何が問題でどうすることが必要なのか、さらにはどうやって進めるのか等の具体的な話については、庁内検討会では十分に議論がされていないものと思われる。</p> <p>「本計画」の推進のための部局横断的な体制のための会議体等の組織は、この庁内検討会以外は存在しておらず、現状では唯一正式な会議体といえる。しかしながら、庁内検討会は、年度に1回しか開催されておらず、「本計画」の推進において、そこでの議論及び決定を待つことが必要となれば、1年間何も進まないこととなってしまうし、情報共有の場としても、全く意味のない位置付けのものとなっているように思えてしまう。このため、スポーツ推進課が庁内検討会の位置付けを明確にするとともに、必要があれば開催回数を増やす等、より効果的な庁内検討会の運営体制を構築する必要があるものとする。</p>	
措置状況	
<p>スポーツ推進計画は、健康やレジャー、交流などを目的として身体活動も含めた幅広い概念としてスポーツを捉えており、活動の場もスポーツ施設だけでなく、学校施設、福祉施設、公園等を幅広く想定しています。スポーツ推進計画において、関係部局間の横断的な体制としての位置付けとなっている庁内検討会では、具体的な実績や抽象的な意見も含め、幅広く議論しています。</p> <p>庁内検討会は、年2回の開催を予定し、作業部会では、事業の取り組み状況等について担当者同士が庁内メールなどを活用して日常的に報告・連絡・相談などを図り、意見は当課がまとめております。現在コロナ禍で、会議の開催については工夫が必要となり、効率的で効果的な運営ができるよう検討していきます。今後も、庁内検討会の役割を明確化し、関係部局との連携・協力により、審議会との連携強化が図れるよう効果的な運営に努めていきます。</p>	

指摘 No. 3	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：作業部会の立ち上げ	
指摘事項	
<p>庁内の関係部局間で議論するはずの「分類②」についても、庁内検討会では、推進施策を推進していくためのプロジェクトチームのような位置付けになるはずの作業部会の立ち上げの必要性の検討等の議論の形跡は確認できず、「本計画」の推進体制としては不十分といわざるを得ない。</p> <p>作業部会については、スポーツ推進課から、令和元年度の新規事業として、地域スポーツクラブの指導者派遣事業が立ち上げられ、この事業の立ち上げに当たっては、派遣先となる施設等を管轄しているこども家庭部子育て支援課及び産業経済部産業振興課との打ち合わせを重ねており、作業部会とまではいえないものの、部局を超えた検討は行っている話があった。しかしながら、監査の過程では、開催された打ち合わせの一部の資料となった事業の概要（A4 用紙 1 枚）と手書きのメモは確認できたものの、具体的な議論の内容等が確認できる議事録等は作成されておらず、作業部会が存在しているとはいえない状況にある。</p> <p>そもそも、作業部会の立ち上げやその中での議論の内容等、「本計画」の推進状況は、審議会が実施する「本計画」の進捗状況の検証・評価のためにも必要となるため、議論の内容等を議事録等で記録しておくことが必要である。それができていないことは、PDCA サイクルが適切に回っていないことであり、「本計画」の推進が適切に行われていないことになるものと考えられる。</p> <p>このため、どの推進施策について、どのような単位での作業部会が必要なのかを庁内検討会等で検討した上で必要な作業部会を立ち上げ、審議会においてその進捗状況を検証・評価してもらうという推進体制を早急に確立することが必要なものとする。</p> <p>なお、作業部会では、「推進施策の理解⇒目標の設定⇒現状の把握⇒目標の修正（必要あれば）⇒課題の認識⇒対策の検討⇒対策の実行」のような作業が行われることが想定され、場合によっては、いくつかの作業ごとに作業部会が立ち上げられることも考えられる。したがって、「本計画」の策定から既に 2 年が経過しようとしている現在では、相当数の作業部会が立ち上げられていて然るべきであるが、このような会議体は存在していない状態にあるものといえるため、作業部会の早急な立ち上げが必要である。</p>	
措置状況	
<p>計画の推進において、区の関係部局の横断的な体制である庁内検討会と審議会が連携・協力し、機能的な運営ができる仕組みを目指しております。庁内検討会の下部組織である作業部会では、関係する部署の担当者をグループ化し、庁内メール等を活用した打合せや議論、意見交換を行っており、庁内検討会では、まとめた意見や関係部局への調査結果などを参考資料としております。</p> <p>今後は、作業部会の位置付けをより明確にし、有効な会議体となるよう庁内検討会や審議会と連動する体制の強化に努めます。</p>	

指摘 No. 4	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：推進施策の進捗状況の評価	
指摘事項	
<p>「本計画」における推進施策と既存事業との関係は整理されているが、推進施策が目指す目標に対して既存事業がどれだけのレベルまで到達しているのかの評価が十分に行われていないものとする。審議会、庁内検討会の資料を査閲しても、そのような議論の形跡は確認できなかった。</p> <p>また、「本計画」においても「検討の方向性」として今後の検討すべき課題等がまとめられているが、それらの課題を潰し込むような、対応方針や進捗状況についての議論の形跡もない。</p> <p>「本計画」の策定から既に2年が経過しようとしており、これからすべての推進施策について目標を達成しようとするのは、既に困難な状況なのかもしれないが、到達度の低い推進施策等、重要な推進施策を洗い出し、それらを中心に作業部会を立ち上げ、重点的に議論をしていくような対応が必要なものとする。</p> <p>現状、推進施策に対して事業が対応していない項目は若干残っているだけであるが、既存の事業で推進施策の目標を満たしているのかの検証・評価は十分にされていないため、作業部会を立ち上げて、まずはそこで検証・評価し、その結果を審議会や庁内検討会に報告して、確認してもらうような、本来あるべき体制を早急に確立することが必要である。</p>	
措置状況	
<p>スポーツ推進計画では、推進施策に対して事業が対応していない項目が若干残っており、到達度の低い推進施策等、重要な推進施策を中心に作業部会で、重点的に議論をしていくような対応が必要であると捉えております。このような対応により、審議会の意見を踏まえ、新たな事業を立ち上げた事例もあります。庁内検討会は、年2回開催しており、年度後半の庁内検討会では、基本目標についての目標値に対する実績を報告しました。</p> <p>今後は、庁内検討会及び作業部会の役割を明確化し、推進施策の実績等を基に、作業部会で有意義な議論を展開し、庁内検討会及び審議会に報告するよう努めます。</p>	

指摘 No. 5	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：スポーツ施設の「ストック適正化ガイドライン」に係る推進施策の主体	
指摘事項	
<p>「本計画」の中の基本目標 4「スポーツ健康都市を支える基盤の整備」の施策方針 4.3「公共スポーツ施設の維持・管理」の推進施策 2)「ストック適正化ガイドラインに沿った検討」は、第 2 項の 1「大田区スポーツ推進審議会による検証・評価」の表では、部局名が施設整備課となっている。施設の老朽化や安全性等のハード面での検討については、施設整備課が主体とならざるを得ないが、本ガイドラインの趣旨を鑑みるに、スポーツという観点からの検討が中心となった指針であるため、スポーツ推進課が主体となって進めていくべき施策であると考え</p>	
措置状況	
<p>「ストック適正化ガイドライン」には、自治体が、スポーツ施設の現況調査や住民ニーズなどを踏まえ、スポーツ環境を整備することが示されています。区は、「公共施設等総合管理計画」に基づき、スポーツ施設を含め効果的・効率的な施設のマネジメントを推進しています。</p> <p>大田区スポーツ推進計画においては、「ストック適正化ガイドライン」を参考に、上記の計画に基づき、関係部局と連携し、当課が主体的に取り組みを進めていきます。</p>	

指摘 No. 6	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：スポーツ施設の「ストック適正化ガイドライン」に対する区の対応方針	
指摘事項	
<p>区の対応方針として、スポーツ推進課からの回答では、「大田区スポーツ推進計画の中で、ガイドラインに沿った区のスポーツ施設のストック適正化を進めて」おり、その進捗として、「関係部局と連携し、中長期的な公共スポーツ施設の保全・整備計画、身近な場所でスポーツの実施につなげられる環境整備、区が有する資源を有効に活用するなど推進して」とある。</p> <p>しかしながら、審議会や庁内検討会の議事録を見ても、そのような進捗を確認することはできず、スポーツ推進課に対するヒアリングの中でも本ガイドラインへの対応が十分には進んでいないとの印象を持った。</p> <p>本項の最初でも記載したように、本ガイドラインの考え方は、スポーツ施設の維持・修繕等のハードとしての管理手法だけではなく、スポーツの推進全体にとっても、非常に重要な考え方を示唆してくれていると考えられるため、十分な対応を図ることが必要なものとする。</p> <p>なお、大田区では、「大田区公共施設白書」、「大田区公共施設適正配置方針」、「大田区公共施設等のマネジメント今後の取り組み」の3つをまとめて「大田区公共施設等総合管理計画」として計画の推進を進めているところであるが、そこで対象となっているスポーツ施設は「運動等施設」として分類された、①大田区総合体育館、②大森スポーツセンター、③大田スタジアム、④平和島公園水泳場、⑤東調布公園水泳場、⑥萩中公園水泳場、⑦平和の森公園弓道場の7施設である（令和元年にリニューアルオープンした大田区青少年交流センターの前身である平和島ユースセンターは「区民利用その他施設」に分類されている）。</p> <p>大田区のスポーツ施設としては、この他に大田区青少年交流センターや野球場等の河川敷及び公園内のスポーツ施設が存在し、また、本ガイドラインでは、さらに、隣接する地方公共団体のスポーツ施設や民間のスポーツ施設をも検討の対象として計画を策定することを求めている。また、本ガイドラインでは、スポーツ施設の特徴を明確にし、ストック適正化の検討に当たって、それらの特徴を踏まえた上で検討することを求めている。</p> <p>「大田区公共施設等総合管理計画」の策定においては、このような観点が多分には考慮されておらず、スポーツ推進という視点からは「大田区公共施設等総合管理計画」における「運動等施設」としての検討だけでは不十分であり、本ガイドラインに沿った検討を行うことが必要なものとする。</p> <p>スポーツ推進課との議論の中で「大田区公共施設等総合管理計画」の推進だけで十分であるような考えがあるような印象も受けたが、本ガイドラインの適用は「本計画」の推進施策に掲げられているものであるため、本ガイドラインに対する区の方針を明確に設定し、必要に応じて検討又は作業部会を立ち上げて、その進捗状況を審議会も検証・評価できるような体制を構築することが必要である。</p>	

措置状況

「ストック適正化ガイドライン」は、「基本情報の把握」「施設の評価」「個別施設計画」等のプロセスを経て、スポーツ施設のストック適正化を図るとされております。

今までも、新スポーツ健康ゾーン内の施設活用など区のスポーツ状況を、ガイドラインにも反映できるよう取り組んでおり、スポーツ推進審議会においても、一定の評価を受けております。

ストック適正化の検討に当たっては、ガイドラインの主旨に沿って、引き続き、スポーツ施設の特徴を踏まえ、必要に応じて、部会を立ち上げ、審議会に報告、検証・評価する体制の構築に努めます。

指摘 No. 7	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：大田区スポーツ協会の監事の独立性	
指摘事項	
<p>公益財団法人の監事の資格要件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、この節において「一般社団法人・一般財団法人法」という）の第 177 条に定められている。同条では、一般社団法人に関する規定である第 65 条第 2 項を準用する旨が規定されており、当該条項では「監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない」と規定するのみで、上記の事項（法人税の申告書の署名は監事とは別の名前で記名押印されていたが、申告書をメインで作成している者は室中監事の会計事務所に所属している者であり、また記名押印している税理士の住所も室中監事と同じ税理士であった。）は当該法律上には違反はしていない。</p> <p>しかしながら、監事は一般社団法人・一般財団法人法では次のような権限を有し、監事のチェック機能、監視機能を通じて法人の経営体制をチェックする重要な役割を与えられているものである。</p>	
<p style="text-align: center;">（監事による会計監査人の解任）</p> <p>第七十一条 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 <p>2 前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事の互選によって定めた監事）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（監事の権限）</p> <p>第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 	

(理事会への出席義務等)

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事による理事の行為の差止め)

第百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第百四条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2 第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受けする場合

二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受け場合

(計算書類等の監査等)

第二百二十四条 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 理事会設置一般社団法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

また、一方で監事には一般社団・一般財団法人法では次のような義務を課せられている。

(理事への報告義務)

第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(社員総会に対する報告義務)

第百二条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第八十四条第一項の理事

二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第百十七条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 基金（第三十一条に規定する基金をいう。）を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告（第二十八条第三項に規定する措置を含む。）

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

監事にはこのように法で与えられた大きな職務権限と課せられている義務があることから、これらの職務を十分に果たそうとするのであれば、監事はより法人からは独立した者が選任され、監査を行うことが必要であると考えられる。

措置状況

大田区スポーツ協会の室中監事には、監視機能等を通じて、協会の経営体制をチェックしていただいております。一方、協会の法人税確定申告書や消費税確定申告書の作成についてのみ、片山事務所に依頼しております。片山事務所は、スポーツ協会の室中監事の会計事務所と同一の所在地にありますが、全くの別法人です。区としては、協会が当該法律を遵守していると認識しており、適切な会計処理に努めるよう引き続き求めていきます。

指摘 No. 8	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：初心者スポーツ教室の受託事業実績報告書における報告事項の不備	
指摘事項	
<p>大田区からの委託事業であることから事業の実施後、受託事業実績報告書が大田区へ提出されている。受託事業実績報告書は報告事項として「事業名、対象、日時、会場、定員及び応募者数、参加者数、主管団体名、指導員、担当者氏名、担当者所見」の10項目が記載されている。当該受託事業実績報告書を確認したところ、テニス教室の報告において定員及び応募者数の記載が平成29、30年度の両受託事業実績報告書で記載がなかった。</p> <p>報告事項として上がっている事項については、すべて正確に記載して報告することが必要である。</p>	
措置状況	
<p>平成29、30年度のテニス教室の受託事業実績報告書に、定員及び応募者数の記載について追記を求め、修正しました。報告書の記載について、協会の確認及び区のチェック体制を強化していきます。</p>	

指摘 No.9	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：初心者スポーツ教室の「テニス教室」における事業報告書の誤り	
指摘事項	
<p>テニス教室の実施状況は平成 30 年度の事業報告書では実施状況に記載の通り、10 月 6 日から 12 月 1 日まで 8 日間実施されていることになっている。</p> <p>しかしながら、受託事業実績報告書では実施日時は 10 月 6 日から 12 月 15 日までで全 7 回の実施であった。雨の日が多く予備日を使用しても例年より 1 回開催が少なかったと報告されていた。そのため事業報告書でも受託事業実績報告書通りに実施状況を訂正する必要がある。</p>	
措置状況	
<p>(公財) 大田区スポーツ協会の平成 30 年度の事業報告書に、雨で中止となった実施回の記載がなかったため、追記し修正しました。</p>	

指摘 No. 10	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：ホームページ上での貸借対照表の公告の不具合	
指摘事項	
<p>ホームページ上で各種公告を行い事業計画書等や事業報告書等を開示していることは評価できるものの、事業報告書等にバナーがある貸借対照表は開示されているどの年度（平成 26 年度～平成 30 年度）も表示ができない状態であった。</p> <p>ホームページをリニューアルした際に生じた不具合が原因であったとのことであるが、包括外部監査人からの指摘を受けるまで表示できないことに気付いていなかったものである。各種公告の情報はかなり充実しているものの、貸借対照表だけ開示できないことは画竜点睛となってしまうことから、ホームページのメンテナンス等に今以上に留意する必要があるものと考え。特に今回のようにリニューアルした際にはサイトの不具合が発生していないか等、委託業者に任せるだけでなく、自らも確認することが必要なものと考え。</p>	
措置状況	
<p>ホームページのメンテナンスやリニューアルについては、委託業者との連携を密に進めるとともに、スポーツ協会がその業務終了ごとにホームページの状況を確認するようにしました。</p>	

指摘 No. 11	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：指定管理者募集要項等に関する不適切な事務	
指摘事項	
<p>指定管理者募集要項等の決定及び公募の開始についての決定において、公募の開始日が平成28年8月26日となっているにもかかわらず、決定日が平成28年8月31日となっており、適切な事務が行われていない。</p>	
措置状況	
<p>決定日等の記載に誤りが無いよう、担当の記載後に係長が確認するチェック体制としました。</p>	

指摘 No. 12	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：監査資料（指定管理者募集要項）の提出不備	
指摘事項	
<p>指定管理者の選定に係る書類一式の依頼に対し、当初提出された「指定管理者募集要項」のコピーは、最終版ではないものであった。指定管理期間が基本協定書で締結された期間と異なることから所管課であるスポーツ推進課へ問い合わせたところ最終版ではないことが判明した。</p> <p>資料の提出依頼時にも資料の分量が多いものは、コピーなしで、オリジナルの書類が綴じ込まれているファイル等の提出で構わないとの依頼をしているが、コピーのみでの提出があったものであった。しかしながら、提出された資料は、オリジナルの書類をコピーしたものではなく、担当者が保存しているデータを改めて出力し提出したものであって、そのデータが最終版ではなかったために、オリジナルの資料との不整合が生じたものである。</p> <p>本来、コピーを提出するのであれば、スポーツ推進課での事務の執行に使用したオリジナルの資料をコピーしたものを提出すべきである。事情によって、データのコピーを提出するようなことになる場合は、オリジナルの資料との照合の上、上長の確認・承認を取った上で提出するような手続を踏むべきである。</p> <p>なお、監査手続上は、オリジナルの募集要項を確認するとともに、そのコピーを改めて入手した。</p>	
措置状況	
<p>資料提供を依頼された時期が、指定管理者の選定期間中であったため、包括外部監査の終期まで、指定管理者選定のオリジナルのファイルを提出することが困難であり、データを印刷した文書を提出しました。その際、オリジナルの文書への更新前のデータを印刷した文書を監査人に提出したため不整合が生じました。今後は、文書提出の際には、ダブルチェックをするなど確認体制を徹底し、齟齬が生じないように、適切に対応するよう努めます。</p>	

指摘 No. 13	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：基本協定書に添付の「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」改正時の対応	
指摘事項	
<p>基本協定書において、別紙 3 として「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」が定められているが、当該条項は平成 27 年 1 月 27 日改正のものである。その後、当該条項は平成 31 年 1 月 15 日に改正されているが、基本協定書の変更協定書の締結や年度協定書又は覚書等においても改正後の条項を締結することはされていない状況であった。個人情報及び機密情報の取扱いは常に新しい法令等に基づいて管理されるべきものであり、改正があった場合には、変更協定書の締結又は改正後の条項の提示等、指定管理者に改正後の条項を遵守させるための措置を講じることが必要である。なお、第 8 項で後述する公園水泳場 3 施設のそれぞれの指定管理者との契約も同様の状況であった。</p>	
措置状況	
<p>指定管理者との基本協定書の別紙に当たる書類は、協定書の一部を構成する重要な文書となります。ご指摘の通り、個人情報及び機密情報の取扱いには、常に、最新の規定に基づいて管理するものであり、今後、指定管理者の管理運営に関係する条例や要綱等が改正された場合は、速やかに差し替えられるよう努めます。</p>	

指摘 No. 14	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：監査資料（基本協定書に添付された仕様書）の提出不備	
指摘事項	
<p>指定管理者と締結した基本協定書の提出依頼に対し、基本協定書に添付されて当初提出された仕様書のコピーは、最終版ではなく、前回の指定管理期間に係る仕様書であった。所管課が以前の所管課名となっていたり、平成 24 年 6 月の開館イベントに関する記述が複数あったりしたため、所管課であるスポーツ推進課へ問い合わせたところ最終版ではないことが判明した。</p> <p>「指定管理者の選定」の指摘 No. 12 でも指摘したように課内での資料の管理手法を改善する必要があると思われるため、適切な業務フローを構築し、それを明文化する等により課内での運用を徹底する必要があるものとする。</p>	
措置状況	
<p>文書管理については、課内の業務フロー及びダブルチェック機能の確認体制を徹底するなど適切な運用に努めます。</p>	

指摘 No. 15	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：年度協定書で引用する基本協定書の条文誤り	
指摘事項	
<p>平成 30 年度の年度協定書を査閲したところ、第 4 条「平成 30 年度の指定管理料」が引用する基本協定書の条文番号を誤っていた。第 31 条第 2 項を引用しているが、正しくは第 30 条第 2 項である。</p> <p>同様に第 5 条「平成 30 年度の利益の還元」が引用する基本協定書の条文番号も誤っていた。第 32 条を引用しているが、正しくは第 31 条である。</p> <p>さらに、平成 31 年度（令和元年度）の年度協定書も入手して確認したところ、同様の誤りがあったため、所管課であるスポーツ推進課へ指摘し、指定管理者にも確認の上、平成 31 年度の年度協定書は削除・加筆により修正されている。</p>	
措置状況	
<p>今後、協定書の作成には誤りが無いよう、指定管理者と密に連携し、相互にチェックする体制としました。指定管理者と締結した、今年度からの基本協定書及び年度協定書についてもダブルチェックを実施しました。</p>	

指摘 No. 16	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：事業計画書の期限後提出	
指摘事項	
<p>事業計画書は、仕様書において、毎年度自主事業等に関する事業計画書を作成し、区と事前に協議を行った上で前年度の3月25日までに提出しなければならないとされている。</p> <p>平成30年度の事業計画書は平成30年3月26日で25日が日曜日であったため翌営業日での提出となるため問題ないが、平成31年度の事業計画書の提出日は25日が平日にもかかわらず、平成31年3月27日となっており、提出期日が守られていない。</p> <p>公の施設の適切な管理運営のためには、指定管理者の業務を適切に監督することが必要であり、その監督のために指定管理者の業務に関して作成及び提出を要求している書類については、提出期日の遵守を徹底させることが必要である。</p> <p>現状の期日を守ることが厳しい状況であれば、区と指定管理者で協議の上、区側で問題がなければ期日を延ばす等の対応をしてでも、期日を遵守してもらうことの方が、指定管理者への牽制機能等、統制面の効果を考慮すると大切なことだと考えられる。</p>	
措置状況	
<p>指定管理者の事業計画書の提出日については、遵守するよう指定管理者に強く求めていきます。</p> <p>なお、今年度からの基本協定書における事業計画書の提出期日については、指定管理者と協議を重ね合意の上、決定し、遅滞なく実施されました。</p>	

指摘 No. 17	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課	
項目名：監査資料（事業計画書）提出時の添付書類不備		
指摘事項		
<p>事業計画書に記載すべき項目についても、仕様書で規定されており、次の項目を記載することが指定管理者に求められている。</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>① 概要 当該年度の特色、新規事業等</p> <p>② 収支計画 収入： 利用料金収入、自主事業収入、カフェ収入、自動販売機収入、その他収入の金額を千円単位で記載する。 支出： 本仕様書の「一般管理業務」、「施設運営に関する業務」及び「施設及び設備維持管理業務」に係る経費の金額を千円単位で記載する。</p> <p>③ 基本事項 開館時間、休館日、利用料金、再委託先</p> <p>④ 運営組織体制 組織体制、人員構成、研修計画</p> <p>⑤ 施設及び設備維持管理業務計画 定期点検整備計画、業務委託計画（第三者への委託）</p> <p>⑥ 運営業務計画 大会及び試合の誘致計画、自主事業計画、カフェ運営計画</p> </td> </tr> </table>		<p>① 概要 当該年度の特色、新規事業等</p> <p>② 収支計画 収入： 利用料金収入、自主事業収入、カフェ収入、自動販売機収入、その他収入の金額を千円単位で記載する。 支出： 本仕様書の「一般管理業務」、「施設運営に関する業務」及び「施設及び設備維持管理業務」に係る経費の金額を千円単位で記載する。</p> <p>③ 基本事項 開館時間、休館日、利用料金、再委託先</p> <p>④ 運営組織体制 組織体制、人員構成、研修計画</p> <p>⑤ 施設及び設備維持管理業務計画 定期点検整備計画、業務委託計画（第三者への委託）</p> <p>⑥ 運営業務計画 大会及び試合の誘致計画、自主事業計画、カフェ運営計画</p>
<p>① 概要 当該年度の特色、新規事業等</p> <p>② 収支計画 収入： 利用料金収入、自主事業収入、カフェ収入、自動販売機収入、その他収入の金額を千円単位で記載する。 支出： 本仕様書の「一般管理業務」、「施設運営に関する業務」及び「施設及び設備維持管理業務」に係る経費の金額を千円単位で記載する。</p> <p>③ 基本事項 開館時間、休館日、利用料金、再委託先</p> <p>④ 運営組織体制 組織体制、人員構成、研修計画</p> <p>⑤ 施設及び設備維持管理業務計画 定期点検整備計画、業務委託計画（第三者への委託）</p> <p>⑥ 運営業務計画 大会及び試合の誘致計画、自主事業計画、カフェ運営計画</p>		
<p>上記の項目のうち、⑤「施設及び設備維持管理業務計画」に関する記述の中で、「『別表（維持管理年間スケジュール）』に基づき」との文言があるが、所管課から提出された平成 30 年度の事業計画書には、この別表が添付されていなかった。なお、平成 31 年度の事業計画書については、別表を別途入手して内容を確認した。</p> <p>「指定管理者の選定」の指摘 No. 12 でも指摘したように課内での資料の管理手法を改善する必要があると思われるため、適切な業務フローを構築し、それを明文化する等により課内での運用を徹底する必要があるものとする。</p>		
措置状況		
<p>指定管理者からの提出文書については、双方で確認できるチェックシート等を作成し、不備の無いよう連携して対応します。なお、今年度からの基本協定書における事業計画書の記載事項および提出書類については、指定管理者と協議を重ね合意の上、決定しました。それを受け、事業計画書の添付書類につき、遺漏なく提出されました。</p>		

指摘 No. 18	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：監査資料（事業報告書）提出時の添付書類不備	
指摘事項	
<p>事業報告書は、基本協定書及び仕様書において、指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に区に提出しなければならないとされている。事業報告書に記載すべき項目についても、基本協定書及び仕様書で規定されており、次の項目を記載することが指定管理者に求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務の実施状況 ② 施設の利用状況（利用者数、施設の稼働状況、大会及び試合の実施状況、競技種目別利用状況等） ③ 利用料金の収入の明細 ④ 業務に係る経費等の収支の明細 ⑤ 自主事業の実施状況 ⑥ 上記項目に関する自己評価（分析及び評価を行い、事業計画に反映すること） ⑦ その他管理施設の状況を把握するために必要な事項 <p>しかしながら、最初に提出された事業報告書には、③「利用料金の収入の明細」、④「業務に係る経費等の収支の明細」及び⑥「上記項目に関する自己評価」に関する書類が添付されていなかった。</p> <p>「指定管理者の選定」の指摘 No. 12 でも指摘したように課内での資料の管理手法を改善する必要があると思われるため、適切な業務フローを構築し、それを明文化する等により課内での運用を徹底する必要があるものとする。</p>	
措置状況	
<p>事業報告書の提出については、今後双方で提出書類について確認できるチェックシート等を作成し、不備の無いよう連携して対応します。なお、今年度締結した基本協定書における事業報告書の記載項目および提出書類については、指定管理者と協議を重ね合意の上決定しました。</p>	

指摘 No. 19～21	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：事業報告書における資料の不備	
指摘事項	
<p>指摘 No. 18 の続きであるが、所管課であるスポーツ推進課に当該 3 点の書類の有無を確認したところ、別途提出を受けたが、以下の点でそれぞれ問題がある。</p>	
<p><u>利用料金の収入の明細（指摘 No. 19）</u></p>	
<p>売上件数及び売上金額が記載されたタイトルが「入金実績」となっている資料が提出されたが、平成 30 年度の利益の還元に関する資料を依頼した際に入手できた「平成 30 年度大田区総合体育館収支報告書」に計上されている収入項目の金額と一致しないものであった。</p>	
<p>この差異の原因をスポーツ推進課に確認してもらったところ、「入金実績」は次年度の利用料金の振込金額も含む、入金ベースでの金額となっており、利用に基づいた収入となっていないことが分かった。「利用料金の収入の明細」とはなっていないため、改善が必要である。</p>	
<p><u>業務に係る経費等の収支の明細（指摘 No. 20）</u></p>	
<p>一般管理費の内訳が記載されたタイトルが「維持管理経費」でサブタイトルが「内訳『業務に係る経費等の収支の明細』』となっている資料が提出された。この資料には収入に関する事項が一切記載されておらず、仕様書等で要求されている内容を満たすものではない。</p>	
<p>平成 30 年度の利益の還元に関する資料を依頼した際に入手できたものであるが、「平成 30 年度大田区総合体育館収支報告書」の内容と同様のものがこの項目に該当するものと考えられるため、改善が必要である。</p>	
<p><u>上記項目に関する自己評価（指摘 No. 21）</u></p>	
<p>指定管理者が実施している大田区の施設以外の施設も含む、アンケート調査の結果が提出されたが、分析結果等、所見が述べられている訳ではなく、仕様書等で要求されている内容を満たすものではないため、改善が必要である。</p>	
<p>以上の通り、スポーツ推進課において、指定管理者が提出している書類の管理が適切にできていない。また、この事実について、包括外部監査人からの指摘を受けるまで気が付いておらず、指定管理者を監督する体制に不備があるものといわざるを得ない。指定管理者からの提出書類の適正性について、すべての書類を早急に確認し直し、適切な書類の提出を指導することが必要である。</p>	

措置状況

利用料金の収入の明細（指摘 No. 19）

事業報告書の中で「入金実績」を「利用料金の収入の明細」として扱ってきましたが、年度をまたいだ利用料金を含んだ金額となっていたので、年度内に利用された料金のみを施設ごとに集計したものを「利用料金の収入の明細」とするよう指定管理者に求めました。以後、この取り扱いをもって、「利用料金の収入の明細」として、作成することを協定書に謳うこととしました。

業務に係る経費等の収支の明細（指摘 No. 20）

「業務に係る経費等の収支の明細」の指す業務について区と指定管理者で再確認し、適切な報告書類の提出を求めました。

上記項目に関する自己評価（指摘 No. 21）

アンケート調査については、自己評価を加えて提出することを指定管理者に求めました。

これらの改善のため、今年度からの基本協定書・年度協定書における事業報告書の記載項目および内容については、指定管理者と協議を重ね、合意の上決定しました。さらに、報告書等の提出の際には、指定管理者より直に説明を受ける機会を設け、提出書類が協定書に沿ったものかを双方で確認することとしました。引き続き、所管課として、業務の確実な履行、使用料の収入状況、管理経費の執行などを確認するため、適切な報告書の提出を求めています。

指摘 No. 22	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：事業報告書における資料と決算特別委員会資料の整合性及び不備	
指摘事項	
<p>事業報告書の記載項目の②「施設の利用状況」において、「主な全館貸切イベント」として、月ごとのイベント内容及び来場者数を記載した資料があるが、「決算特別委員会資料」として作成されている「区民利用施設の利用実績」に記載されている「主なイベントの来館者数」と記載しているイベントに差異がある。来館者数は基本的に一致しているものの、主なイベントとして開示しているイベントに一貫性が全く感じられない。</p> <p>来場者又は来館者数の多いイベントであっても、一方では開示されているのに、もう一方では開示されていないようなことが起こっている。両資料ともに指定管理者が作成したものとのことであるが、資料間での整合性が図れていないと、資料の信憑性にも疑義が持たれかねないため、開示すべきイベントを決める基準を指定管理者との間で設定することが必要なものと考ええる。</p> <p>さらに、「決算特別委員会資料」の方では、来館者の総計が開示されているが、この資料が貸切イベントを網羅したものではないため、この「来館者の総計」は意味のない数値となっている。全館貸切イベントの来場者数は、265,691人であるのに対して、その総計は204,293人となっている。資料の利用者に誤解を与える可能性があるため、改善することが必要である。</p> <p>なお、所管課であるスポーツ推進課では、この事実について、包括外部監査人からの指摘を受けるまで気が付いておらず、指定管理者を監督する体制に不備があるものといわざるを得ない。指定管理者からの提出資料の管理に関する体制を改善することが必要なものと考ええる。</p> <p>上述した、1「大田区総合体育館の概要」の(4)「利用実績」で記載した「主な全館貸切イベント及び来館者数」は、「決算特別委員会資料」で開示されているイベントを対象として記載し、来館者数の総計との差額を「その他」として一括して記載しているものである。</p>	
措置状況	
<p>今後は、すべてのイベントや試合を対象とし、イベントスタッフも含めた来館者数を“利用状況”とします。また、決算特別委員会に対する提出資料についても、イベント等の記載をするか否かの検討を含め改善します。</p>	

指摘 No. 23	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：月次報告書における日付記載の不備	
指摘事項	
<p>記載事項④「業務に係る経費等の収支の明細」は「2019年〇月大田区総合体育館収支報告書」というタイトルの資料が提出されているが、日付の記載欄はあるものの、日付が記載されていない。提出期限も設定されている資料であるため、日付を記載する必要がある。</p>	
措置状況	
<p>指定管理者に日付の記載の確認を求めるとともに、月次報告書の提出の際に、区も日付の記載確認を徹底し、さらに収受印の押印を行うこととしました。</p>	

指摘 No. 24	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：月次報告書における入金実績の不備	
指摘事項	
<p>記載事項③「利用料金の収入の明細」は、事業報告書の指摘 No. 19 と同様の問題があり、記載事項④の提出書類である「2019 年〇月大田区総合体育館収支報告書」の収入金額と一致しておらず、「利用料金の収入の明細」となっていないため、改善が必要である。</p>	
措置状況	
<p>月報の「利用料金の収入の明細」は、年度をまたいだ利用料金を含んだ金額となっていたので、年度内に利用された料金のみを施設ごとに集計したものを「利用料金の収入の明細」とするよう指定管理者に求めました。</p> <p>今年度からの基本協定書、年度協定書における月報の記載項目および内容については、指定管理者と十分に協議を重ね、合意の上決定し、現在、問題なく提出を受けています。</p>	

指摘 No. 25	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：月次報告書における添付資料の提出遅延	
指摘事項	
<p>10月の月次報告書に記載事項④の提出書類である「2019年10月大田区総合体育館収支報告書」がファイルされていなかった。所管課であるスポーツ推進課に確認したところ、令和元年12月12日時点で未入手であることが判明した。提出期限は翌月末となる11月30日であるため、提出期限を守れていないこととなる。</p> <p>また、提出期限が守られていないにもかかわらず、包括外部監査人より先に所管課であるスポーツ推進課から催促がされていなかったことは問題であり、指定管理者を監督する体制に不備があるものといわざるを得ない。指定管理者からの提出資料の管理に関する体制を改善することが必要なものとする。</p>	
措置状況	
<p>月次報告書をはじめ、提出期限がある指定管理者からの提出書類については、年間スケジュール表を作成し、期限を順守するよう指定管理者に強く求めるとともに、区として、提出がなされたかを担当者がチェックできる体制を整えました。</p>	

指摘 No. 26	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：台風による臨時休館日における業務日報の作成	
指摘事項	
<p>令和元年10月12日の台風による臨時休館日の日報が作成されていなかった。警備等も含め、当日は館長が前日から宿直で業務を行っており、その業務内容を日報として保存することが必要なものとする。</p> <p>なお、仕様書の第2「管理の基準」の【5】「災害等及び緊急時の対応」の2「台風及び降雪への対応」では、指定管理者が施設管理者として講じるべき対応策が明記されており、その対応をどのように行ったかの記録を残すことも必要である。</p>	
措置状況	
<p>台風当日は臨時休館日としていましたが、特に緊急時の対応の重要性を指定管理者に伝え、日報の保存を指示しました。今後は、休館日であっても、出勤した場合は日報を作成するよう指定管理者に求めていきます。</p>	

指摘 No. 27	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：備品への資産管理シール貼付	
指摘事項	
<p>備品Ⅱについて、資産管理シールが貼付されていなかった。備品Ⅱも備品Ⅲも管理台帳は作成されているものの、どちらも現物に資産管理シールが貼られていない。このため、備品Ⅱと備品Ⅲの区分が不明確であるとともに、台帳記載のものとの同一物性の確認が容易ではなくなるため、備品Ⅱ及び備品Ⅲともに資産管理シールを貼り付け、区に所有権のあるものと指定管理者に所有権のあるものとを明確に区分して管理することが必要である。</p>	
措置状況	
<p>ご指摘を受け、備品Ⅱ及び備品Ⅲについてシールを作成、貼付して管理を図っています。</p>	

指摘 No. 28	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：備品の基準金額変更に伴う対応	
指摘事項	
<p>備品の基準金額が2万円から5万円以上に変更されたことに伴い、備品に該当しなくなったものがあるが、これらは、備品台帳から削除されるとともに、現物には「消耗品振替」と明記したシールを貼っている。しかしながら、このようなシールが貼られておらず、備品としての資産管理シールが貼られたままのものが存在した。「消耗品振替」のシールが剥がれてしまったことによることであるが、備品の適切な管理のためにも資産管理シール等の貼付も徹底することが必要なものとする。</p>	
措置状況	
シールの貼付について台帳と定期的に突合確認し、備品の適切な管理に努めます。	

指摘 No. 29	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：構成団体の責任割合と出資割合の基本協定書等への記載	
指摘事項	
<p>指定管理者となって新たな協定書が締結されているが、運營業務委託時には記載されていた構成団体の責任割合及び出資割合が記載されていない。</p> <p>共同事業体であることから、その責任割合及び出資割合は取り決めがあるはずであり、また、その割合が決まっていなければ費用負担の面からもどのように構成員に按分するべきか決定することができないはずである。</p> <p>そのため構成団体の責任割合及び出資割合の記載が必要であるとする。</p>	
措置状況	
<p>構成団体の責任割合については、協定書において公益財団法人大田区スポーツ協会が統括的役割を果たし、代表者として責任を負うものとなっておりますが、今後は、責任割合及び出資割合について具体的に記載するよう検討を進めていきます。</p>	

指摘 No. 30	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：月次報告書の提出日の誤り	
指摘事項	
<p>平成 29 年度から令和元年度直近までの月次報告書の提出日を確認したところ、提出期日の翌月 10 日に間に合っていない提出日はなかった。</p> <p>しかしながら、平成 30 年度 2 月の月次報告書の提出日は平成 31 年 2 月 8 日となっており、2 月はまだ締め切られていないことから、明らかに誤った日付での提出である。そのため、こうした誤りについても正して月次報告書を提出するよう指導する必要がある。</p>	
措置状況	
<p>誤りを修正した上で正しい内容で再提出を依頼し、指定管理者に提出前の確認を徹底するよう求めました。</p>	

指摘 No. 31	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：未使用となっているおむつ用リサイクル回収箱の今後の処理	
指摘事項	
<p>リサイクル回収箱のうち備品番号 4070866 については現物の確認を行ったところ、倉庫に保管され使用されていなかった。</p> <p>もともとのおむつ用のリサイクル回収箱であるが、施設改修工事の中で別の回収箱が授乳室に備え付けられたことにより、使用する必要がなくなってしまったものであり、使用見込みはないとのことであった。</p> <p>備品の購入時の計画と異なってしまったことがこうした使用されない備品の購入につながってしまったものであるが、まずは今後の有効な活用を検討し、その結果、使用しないことが明らかであれば、今後売却又は処分等の処理を検討する必要がある。</p>	
措置状況	
<p>授乳室に設置する想定でリサイクル回収箱を購入しましたが、施設改修工事で授乳室にリサイクルボックスが備え付けられたため、現在、リサイクル回収箱がない救護室で有効に活用しております。</p>	

指摘 No. 32	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：未使用となっているおむつ用リサイクル回収箱の備品台帳への記載	
指摘事項	
<p>授乳室に備えられたおむつの回収箱は、授乳室と一体となっているということで備品台帳に記載されていない。しかしながら、実際には回収箱は備え付けタイプではなく、単体で取り外し可能なものであったため、当該回収箱については備品Ⅰとして備品台帳への記載が必要であると考えられる。</p>	
措置状況	
<p>授乳室に置かれたリサイクルボックスは改修工事により設置されましたが、取り外しが可能だったため、建設工事課に仕様を確認し、備品として登録しました。</p>	

指摘 No. 33	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：事業計画書における収入計画の不備	
指摘事項	
<p>平成 30、31 年度の大森スポーツセンターの事業計画書には管理業務仕様書に定める「② 収支計画」の記載が欠けている。</p> <p>収支計画は指定管理料を決定する上でも重要な事項であり、事業計画書には欠くことができない事項であると考えられることから、収支計画を記載した事業計画書の提出を区は求めることが必要である。</p> <p>提出された事業計画書には収支計画が記載されていたが、求められている収支計画はすべての指定管理業務に係るものであり、管理業務仕様書に求められている収支計画とは異なるものである。</p>	
措置状況	
<p>平成 30、31 年度の自主事業に関する収支計画の再提出を依頼し、完了しました。今後は、事業計画書と併せ、自主事業に関する収支計画の提出を徹底します。</p>	

指摘 No. 34	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：月次報告書の提出期限遵守	
指摘事項	
<p>平成 29 年度～平成 31 年度において大森スポーツセンターからの月次報告書の日付はすべて 5 日となっている。しかしながら、收受印が押されている月次報告書の日付を確認すると平成 29 年度では 4 月分から 7 月分が、提出期日の翌月 10 日に間に合っていない。</p> <p>基本協定書の提出期日までに月次報告書を提出するよう大田区は指導する必要がある。</p>	
措置状況	
<p>月次報告書については、期日が間に合わないことがありましたので、期日を厳守するよう指導を徹底しました。</p>	

指摘 No. 35	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：月次報告書における「自己評価に関する事項」の不備	
指摘事項	
<p>月次報告書には大田スタジアムのところでも述べているが、次の事項の記載を基本協定書第 28 条第 2 項により求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務の実施状況に関する事項 (2) 施設等の使用状況に関する事項 (3) 利用料金の収入の明細（利用年度を基準とする。） (4) 自主事業の実施状況に関する事項 (5) 自己評価に関する事項 <p>大森スポーツセンターの過去 3 年間の月次報告書を確認したが、第 28 条第 1 項第 6 号の「自己評価に関する事項」を記載した月次報告書はなかった。記載を求められている事項に関してはすべて記載するように大田区は指導することが必要である。</p>	
措置状況	
<p>「自己評価に関する事項」の規定が、管理業務仕様書に規定されていなかったため、2 月より月次報告書に「自己評価に関する事項」を記載して提出することを指導し、改善しました。</p>	

指摘 No. 36	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：月次報告書における報告事項の基本協定書と管理業務仕様書の不整合	
指摘事項	
<p>基本協定書第 28 条第 2 項と「大田区立大森スポーツセンター管理業務仕様書」（以下、「管理業務仕様書」という）に定められている月次報告書の記載事項が一致していない。</p> <p>管理業務仕様書では月次報告書の記載事項を次のように定めている。</p> <p>(1) 事業報告書 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定書第 26 条の規定により、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、区に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務の実施状況に関する事項 ② 施設等の使用状況に関する事項（使用者数、使用率、競技種目別使用状況等） ③ 使用料収入の実績（収納日を基準とする。） ④ 業務に係る経費等の収支の明細 ⑤ 自主事業の実施状況に関する事項 ⑥ その他管理施設の状況を把握するために必要な事項 <p>(2) 精算報告書 指定管理者は、指定管理料のうち、精算項目について精算報告書を作成し、毎年度終了後 30 日以内に区に提出すること。</p> <p>(3) 月報 指定管理者は、毎月当該月の翌月 9 日までに月報を作成し区へ提出すること。月報に記載する事項は「(1) 事業報告書」の①から③まで、⑤及び⑥とする。</p> <p>基本協定書に規定されている第 28 条 1 項 6 号「自己評価に関する事項」の規定が管理業務仕様書には規定されていない。</p> <p>現状の月次報告書は管理業務仕様書の規定を用いて報告が行われているが、基本協定書は管理業務仕様書の上位規定と考えられることから「自己評価に関する事項」の報告が必要であると考えられ、併せて管理業務仕様書の基本協定書に合わせた改定が必要である。</p>	
措置状況	
<p>ご指摘を受け、基本協定書に合わせた改定を行いました。記載事項は、上位規定を踏まえた内容とし、ダブルチェックの確認体制を徹底しました。</p>	

指摘 No. 37	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：管理業務仕様書が引用する基本協定書の条文番号誤り	
指摘事項	
<p>管理業務仕様書の事業報告書に関する規定は、「地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定書第 26 条」の規定により記載されているが、基本協定書第 26 条は備品等の取扱いに関する規定である。</p> <p>事業報告書に関する基本協定書の記載は第 28 条であることから、管理業務仕様書の文言を訂正する必要がある。</p>	
措置状況	
ご指摘を受け、管理業務仕様書の条文の番号を修正しました。	

指摘 No. 38	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：年次報告書における「自己評価に関する事項」の不備	
指摘事項	
<p>大森スポーツセンターの平成 29 年度及び平成 30 年度の年次報告書を確認したが、両年度とも基本協定書第 28 条第 1 項第 6 号に定める「自己評価に関する事項」が月次報告書と同様に記載されていなかった。</p> <p>両年度の年次報告書の目次には次のように記載されていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務の実施状況に関する報告（資料 1） 2 施設等の利用状況に関する事項（資料 2） 3 使用料収入の実績（使用料額報告書）（資料 3） 4 業務に係る経費等の収支の明細（大森スポーツセンター管理運営経費等の収支）（資料 4） 5 自主事業の実施状況に関する事項（トレーニング教室年間実績表、工作教室等）（資料 5） 6 その他の管理物件の状況と把握するために必要な事項（その他提出資料）（資料 6） <p>目次からも「自己評価に関する事項」の記載はなく、年次報告書の受領時に内容を確認せずとも、記載すべき事項が欠けていることが判明できる。</p> <p>そのため大田区としては、記載すべき事項をすべて記載して月次報告書を記載するよう指導することが必要である。</p>	
措置状況	
<p>目次に「自己評価に関する事項」の記載をすることで、項目が漏れないように指導し、今後 も徹底します。</p>	

指摘 No. 39	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：日報の不備	
指摘事項	
<p>令和元年度の日報を通査したところ、次の日にちの日報が欠けていた。</p> <p>5月5日、7月13日、7月30、31日、10月14～17日、10月30日</p> <p>また、10月29日の日報については、11月29日と日付が誤って記載されていた。</p> <p>日報はその作成が定められていることから日報の作成を欠くことはできないと考えられることからその作成が必要である。また日報を作成するに当たっては正確な日付の記載が必要である。</p>	
措置状況	
<p>日報の欠けた分に関しては、大森スポーツセンターで保管していたため、日報に追加することを指示し、その対応がなされたことを確認しました。日にちの錯誤も含め、施設のチェック体制を強化するよう指導しました。</p>	

指摘 No. 40	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：備品台帳への不備	
指摘事項	
トレーニング場の前に設置されていた備品番号 90065579 のロッカーについて備品台帳に記載されていなかった。備品に該当するものはすべて備品台帳に記載することが必要である。	
措置状況	
ご指摘を受け、速やかに備品台帳に記載しました。	

指摘 No. 41

部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課

項目名：区の備品台帳と施設の備品一覧の不整合

指摘事項

備品台帳上に記載されている下記の備品について、備品一覧には記載がされていなかった。

備品番号	品名	規格	取得日	取得金額
4033772	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75, 075
4033775	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75, 075
4033776	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75, 075
4033777	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75, 075
4033780	電光表示装置	チーム名表示盤W900× D143×H340	H24. 5. 24	105, 000
4033782	電光表示装置	チーム名表示盤W900× D143×H340	H24. 5. 24	105, 000
4033783	電光表示装置	チーム名表示盤W900× D143×H340	H24. 5. 24	105, 000
4033784	電光表示装置	チーム名表示盤W900× D143×H340	H24. 5. 24	105, 000
4033788	電光表示装置	デラックス表示盤W900 ×D143×H340	H24. 5. 24	90, 195
4033791	電光表示装置	デラックス表示盤W900 ×D143×H340	H24. 5. 24	90, 195
4033792	電光表示装置	デラックス表示盤W900 ×D143×H340	H24. 5. 24	90, 195
4033793	電光表示装置	デラックス表示盤W900 ×D143×H340	H24. 5. 24	90, 195
4033796	その他の標示器具 機器類	操作盤W290×D182×H78	H24. 5. 24	52, 500
4033797	その他の標示器具 機器類	操作盤W290×D182×H78	H24. 5. 24	52, 500
4033811	その他の音響映像 機器類	大音量ホーンDXW290× D260×H150	H24. 5. 24	108, 150
4033819	電光表示装置	ショットロックW420×	H24. 5. 24	76, 230

		D55×H290		
4033821	電光表示装置	ショットロックW420× D55×H290	H24. 5. 24	76, 230
4033828	電光表示装置	ファウル表示盤W295× D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033829	電光表示装置	ファウル表示盤W295× D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033831	電光表示装置	ファウル表示盤W295× D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033833	電光表示装置	ファウル表示盤W295× D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033835	その他の標示器具 機器類	ファウル表示操作盤 W320×D200×H83	H24. 5. 24	108, 150
4033836	その他の標示器具 機器類	ファウル表示操作盤 W320×D200×H83	H24. 5. 24	108, 150

大森スポーツセンター所有の備品台帳と区が所有する備品一覧は整合している必要がある。

措置状況

ご指摘を受け修正しました。今後、区が管理している備品台帳とセンター所有分の台帳を相互に照会し、整合を確認していきます。

指摘 No. 42	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：経年劣化した備品管理シール	
指摘事項	
<p>備品の現物確認作業を行ったところ、備品番号を記載した備品シールが経年劣化で見えなくなっているものが点在していた。購入時からすると 20 年以上経過する備品も多いことから備品シールが摩耗しているものも多くなっているため、備品番号が見えにくくなっている備品については、備品シールを新しく貼りなおしていくことが必要であると考えます。</p>	
措置状況	
<p>ご指摘を受け、全ての備品シールを確認し、破損しているものについては交換しました。今後も、摩耗した備品シールは適宜交換するよう求めました。</p>	

指摘 No. 43	部課名：地域力推進部 地域力推進課
項目名：指定管理料の支払	
指摘事項	
<p>年度協定に基づく指定管理料（確定分及び概算分）の支払について、年度協定書では、指定管理者は「4期に分け、各期の支払期限の10日前までに甲に請求するものとする」とされている。年度協定書のファイルを査閲したところ、査閲時には支払期限が到来していない第4期（支払期限：令和2年1月10日）分の指定管理者の押印済みで日付ブランクの請求書が保管されていた。万が一、支払期限までの支払を失念し、指定管理者の資金繰りに問題が生じるようなことがあれば責任問題が生じかねないため、このような取扱いは止めるべきものとする。</p>	
措置状況	
<p>ご指摘を受け、次の支払時期となる令和2年度第1期（支払期限：令和2年4月20日）分から年度協定書に定める請求期限に合わせて請求書の受渡しを実行しています。</p>	

指摘 No. 44	部課名：地域力推進部 地域力推進課
項目名：個人使用	
指摘事項	
<p>本施設の令和元年度から令和3年度までの使用料収入の見積では、洋室の宿泊について、その稼働率は、令和元年度20%、令和2年度以降40%となっており、対応する見積収入は、令和元年度が2.7百万円（うち、個人使用は2.2百万円。施設全体では5.1百万円）、令和2年度が3.3百万円（うち、個人使用は1.9百万円。施設全体では8.9百万円）、令和3年度が3.9百万円（うち、個人使用は1.9百万円。施設全体では10.7百万円）であった。</p> <p>旧平和島ユースセンターの建物の躯体工事費用及び今後の運営及び維持管理費用を考慮せず、増改築工事費用約19億円を使用料収入で何年掛かって回収できるかという点、非常に粗い単純な計算ではあるが、施設全体の令和3年度収入見込額約10百万円で増改築工事費用の19億円を除くと190年も掛かることになる。</p> <p>年間約2百万円の個人使用による収入を得るために、青少年の健全な育成を図るための施設に不特定多数の人が出入りすることにより、公序良俗に反する行為が行われ、青少年の健全な育成に支障を来すようなリスクを取ることは、本施設の設置目的を鑑みるに、本末転倒なことにも思えてしまう。上述したように、洋室の個人使用促進のため、指定管理者に対して業務奨励金を支払うことが「年度協定書」で定められているが、実際の個人使用の実態把握の調査も進め、個人使用の是非について引き続き検討する必要があるものとする。</p> <p>また、洋室の増築は、海外からの訪問者の受入や国内でも個室志向が高まっていることへの対応と思われるが、そもそも、洋室の稼働率を40%としか見込んでいないにもかかわらず、約19億円を掛けて増改築工事を行って洋室を設置する必要性が十分検討されたのかも検証する必要があるように思われる。この問題については、今後「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に沿って検証し、今後の本施設及び新たに開設するような施設の利用計画策定に反映して欲しいものとする。</p>	

措置状況

本施設の整備・活用に関しては、「平和島ユースセンターの整備・活用に関する基本構想・基本計画」において、「多様な人々が集い交流・活動する国際都市おおたを推進する施設」、「スポーツ・文化を通じて未来を担う青少年を育む施設」、「新スポーツ健康ゾーンのサポート施設」を基本理念として、青少年をはじめ国内外の施設利用者等の多様なニーズに幅広く対応できる多機能型施設として整備を進めてきました。

本施設は、宿泊研修、交流・活動等を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、スポーツ、地域交流及び国際交流を推進する拠点とするため設置された施設です。

施設利用の主体となっているのは、区内の青少年活動団体をはじめ、スポーツ、合宿、研修、交流等を主目的とした団体で、個人使用は施設の空室の有効活用を図ることを目的の一つとして捉えており、施設の管理運営においては、不特定多数による無秩序な使用とならないよう、宿泊者等の管理及び規律を徹底するとともに、公序良俗に反する行為等の抑止に努めています。

今後、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づき、本施設の設置目的との整合性を図りながら、スポーツ施設等の誘致圏等についても検討を行い、区内外の幅広い圏域を含む多様な団体等の誘致に向け、一層の利用促進を図っていきます。

指摘 No. 45	部課名：地域力推進部 地域力推進課
項目名：駐車場	
指摘事項	
<p>この取扱い（公園の一般利用者と本施設利用者との公平性を保つため、宿泊者も含めて本施設内に駐車することができない）に対しては、利用希望者からの問い合わせが非常に多く、また、改善要望が多いとのことである。問い合わせに対しては、平和島公園内の駐車場を利用するよう案内をしているが、その料金は100円/30分となっており、また、駐車台数にも限りがあるため、駐車できない可能性もあるため、利用者にとっては利便性が良くない。</p> <p>そもそも、本施設の設置目的からしても青少年の団体及びスポーツ団体が主な利用者となることが想定されており、団体の移動手段として、また、スポーツ用具等の運搬手段として等、車の利用を伴った宿泊や利用が前提となるにもかかわらず、このような対応を取っているのは、設置目的に沿っていないことになるのではないかと考える。</p> <p>また、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」では、新スポーツ健康ゾーン内の回遊性向上を謳っており、本施設を宿泊の拠点として、新スポーツ健康ゾーン内の他のスポーツ施設の利用促進も図ろうとしているはずであるが、その手段となる車の利用に障壁がある状況となっており、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の推進にも反する対応になっているのではないかと考える。</p> <p>このままでは、本施設内に駐車できないことにより、約19億円を掛けてリニューアルオープンした本施設が非常に中途半端な位置付けになってしまう可能性が危惧される。本施設内での駐車を可能にすることが一番であるが、その他にも本施設利用者への公園駐車場の駐車料金の割引制度の導入、新スポーツ健康ゾーン内の循環バスの運行や同ゾーン内施設への送迎バスの運行等、早急な対応が必要なものと考えます。</p>	
措置状況	
<p>施設内への車の乗り入れについては、用具運搬などのために必要な限りにおいて可能としています。今後とも、利用者からの要望を踏まえ、「より利用しやすい施設」とするための検討を進めます。</p> <p>併せて、公園駐車場の料金については、市中駐車場の例を参考に、上限設定をはじめ負担感の少ない料金体系の導入を公園管理部門とともに検討していきます。</p> <p>そのほか、現在、コミュニティサイクルポートを設置するなど取り組んでおりますが、新スポーツ健康ゾーン内の更なる回遊性向上に向けて、関係部局と連携し、利便性向上のための方策を検討していきます。</p>	

指摘 No. 46	部課名：都市基盤整備部 道路公園課
項目名：基本協定書に添付の「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」改正時の対応	
指摘事項	
<p>基本協定書において、別紙 3 として「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」が定められているが、当該条項は平成 27 年 1 月 27 日改正のものである。その後、当該条項は平成 31 年 1 月 15 日に改正されているが、基本協定書の変更協定書の締結や年度協定書又は覚書等においても改正後の条項を締結することはされていない状況であった。個人情報及び機密情報の取扱いは常に新しい法令等に基づいて管理されるべきものであり、改正があった場合には、変更協定書の締結又は改正後の条項の提示等、指定管理者に改正後の条項を遵守させるための措置を講じることが必要である。なお、公園水泳場 3 施設のそれぞれの指定管理者との協定書で同様であり、第 4 項で前述した大田区総合体育館の指定管理者との協定書でも同様であった。</p>	
措置状況	
<p>各公園水泳場基本協定書では、平成 27 年 1 月 27 日改正の条項で業務を遂行しておりましたが、ご指摘のとおり直ちに対応しました。なお、今後は関連法令の改正が行われた都度、内容を確認し、変更協定書の締結又は改正後の条項の提示等、指定管理者に改正後の条項を遵守させるための措置を講じます。</p>	

指摘 No. 47	部課名：都市基盤整備部 道路公園課
項目名：各公園水泳場における現金預金の管理方法	
指摘事項	
<p>萩中公園水泳場の指定管理者からのみ提出されている資料であるが、四半期（3 か月）ごとに同施設の専用預金口座の収支を記録した「経理状況」という書類が月次報告書に添付されている。</p> <p>令和元年 6 月の月次報告書の「経理状況」には、平成 31 年度の期首の預金残高を含む平成 31 年 4 月～令和元年 6 月までの収支が記録されている。現地視察時に平成 31 年 3 月 31 日時点の残高が記帳されている専用預金口座の預金通帳のコピーを入手しており、その残高と平成 31 年度に繰り越されてきた「経理状況」の期首預金残高とを照合したところ 609,699 円（＝経理状況残高 50,020,771 円－通帳残高 49,411,072 円）の差額が生じていた。</p> <p>原因を調査したところ、指定管理者の本社にて購入予定だったデジタルサイネージとその台座 171,003 円、冷水器 438,696 円（どちらも萩中公園水泳場で使用し、備品Ⅲに該当するもの）を萩中公園水泳場の専用預金口座から立て替えて支払い、その後の精算が本社との間でなされていないために生じた差額であることが判明した。</p> <p>これらの備品は、指定管理者の責任及び負担で購入すべきものであって、その所有権は区ではなく指定管理者にあるものであり、指定管理業務の収支には関係ないため、指定管理者は「経理状況」では支出として計上していなかった。一方、指定管理業務の収支のみを反映すべき専用預金口座では、支払が行われたままとなっていたために、両者の残高が一致なくなっていたものである。</p> <p>これらの取引の支払時期を請求書及び通帳のコピーを入手して確認したところ、デジタルサイネージとその台座が平成 29 年 3 月 30 日、冷水器が平成 30 年 7 月 31 日であった。両者ともに支払から 1 年以上が経過しており（デジタルサイネージとその台座は平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の 3 年度末を超えている。なお、平成 28 年度は現在の契約の前の指定管理期間となる）、その期間、指定管理者も所管課も双方ともに、この差額を放置していたことになる。</p> <p>現地視察時に現金預金に関する帳票類を査閲するとともに、それらの管理方法について、指定管理者へ質問した。その結果、収支（お金の流れ）に関する確認手続はある程度問題ないレベルまで実施されている印象を持ったが、現金も預金も一定時点のあるべき残高が帳票で適時に把握できる状況になっておらず、実際の現金残高又は預金残高との照合も実施していないと思われる状況であった。</p> <p>今回のように差額が長期間放置されていた事実は、専用預金口座の通帳残高との照合等、残高を確認する統制手続が全く実施されていなかったことを明らかにしており、今回のような誤謬が発生してしまった場合、収支に関する確認手続をある程度実施しているだけでは、その発見は困難であり、その是正が大幅に遅れてしまうというリスクが存在することを示している。</p> <p>他の 2 施設を含め、現金及び預金の管理方法は概ね同様であったため、他の 2 施設でも同様の事態が発生しないとは限らない。このような事態の再発を防止するためにも、萩中公園水泳</p>	

場の指定管理者が作成している「経理状況」のような帳票を他の2施設の指定管理者にも作成してもらい、専用の預金口座残高との照合結果を報告してもらうことが必要なものとする。また、この手続は、収支管理のチェックとして有効な統制手続となり得るため、最低限毎月末には実施することが望まれる。

なお、差額の609,699円は、原因解明の翌日に本社から萩中公園水泳場の専用預金口座へ振り込み、現在は是正されている。

措置状況

ご指摘のあった差額は、原因特定後に本社から萩中公園水泳場の専用預金口座へ振り込みを行い、是正済です。

今回の事案を踏まえて、以下のとおり業務を改善しています。

各公園水泳場の収支を確認するため、月報には専用預金口座の写しも提出するよう改め、所管部局は、水泳場収納金月報や経費の収支明細等と専用預金口座の残高突合を行い、再発防止に努めています。

なお、今回の指摘事項を重く受け止め、各公園水泳場には令和2年7月2日付で業務の改善指示をしました。

指摘 No. 48	部課名：都市基盤整備部 道路公園課
項目名：萩中公園水泳場における備品Ⅲ購入時の専用預金口座からの支払	
指摘事項	
<p>No. 47 の指摘事項で問題となった備品Ⅲに区分される備品の購入に当たり、萩中公園水泳場の専用預金口座から支払いを行った行為は、立替払いであっても基本協定書の規定に違反するものとする。</p> <p>基本協定書では、指定管理者は、条例、規則、要綱、基本協定、年度協定、募集要項及び基準書に基づき、誠実に本業務を遂行しなければならないとされている。そして、「募集要項」には、「管理運営に関する経費は、利用料金収入や水泳場に係る経費を明確にするため、専用口座を開設し管理してください」との記載がある。</p> <p>備品Ⅲは、基本協定書において、備品のうち、指定管理者が自主事業又はサービスの質の向上のため、指定管理者の責任及び負担で購入又は調達し、かつ、指定管理者が所有権を有するものとされており、「管理運営に関する経費」には含まれないことから、専用預金口座からの支払は認められないものと考えられるため、今後このような支払をしないよう指定管理者を指導することが必要である。</p>	
措置状況	
<p>萩中公園水泳場は、基本協定書の規定に違反する処理がありましたので、このような事案が発生しないよう指導しました。</p> <p>なお、今回の指摘事項を重く受け止め、萩中公園水泳場には令和2年7月2日付で業務の改善指示をしました。</p>	

指摘 No. 49	部課名：都市基盤整備部 道路公園課
項目名：現金預金の管理	
指摘事項	
<p>現金預金の管理については、月次報告書で指摘した事項以外に以下の問題点が検出されているため、現金預金の管理体制について、明確な基準を設けた上で、指定管理者を指導・監督することが必要なものとする。</p> <p>①小口現金出納帳</p> <p>小口現金出納帳の作成は行われているが、平和島公園水泳場と萩中公園水泳場では、前月使用額の補充の時期が実際は月中にもかかわらず、月初に補充された形式で作成されているため、月初から実際の補充時までの小口現金出納帳の残高は実際の現金有高を表していない。実態に沿った帳簿を作成するため、実際の補充時に現金の増加を記録すべきである。</p> <p>②現金の残高管理</p> <p>小口現金以外の釣銭や専用預金口座へ未入金の利用料金収入等の手許現金の動き及び残高を記録した帳票は作成されておらず、月末等にそれらの現金残高の実査（現金のカウント）を行うこともされていない。このような状況は、3施設ともに概ね同様である。</p> <p>確かに、小口現金を除き、釣銭等は一定額が残高として残るはずであり、それ以外の現金は利用料金収入等として専用の預金口座へ短期間のうちに振り込まれるため、利用料金等の収入の管理が適切にできており、その金額が専用預金口座へ振り込まれる金額と一致していれば、釣銭等の現金残高は元からあった金額になっているはずではある。しかしながら、現金には紛失や盗難のリスクもあり、現状の管理体制ではそのような事象が発生した場合、その事実の発見が適時にできない可能性が高い状況にある。</p> <p>両替、釣銭用の現金残高の確認は実施しているとのことであるが、小口現金以外の出納帳も作成し、専用預金口座へ未入金の現金を含めて、少なくとも月末には実査を実施し、その結果と出納帳との照合を実施することが必要なものとする。</p> <p>③利用料金収入等の専用預金口座への入金時期</p> <p>東調布公園水泳場の平成 30 年度の利用料金収入等の専用預金口座への入金を確認したところ、一度の振込金額が 3 百万円を超えているケースがあった。これは、水泳場の施設内に 3 百万円以上の現金が保管されており、口座入金時にこの金額を持ち運んだことを示すものである。盗難や紛失のリスク等、資産保全上の問題があるため、早期に是正することが必要である。</p> <p>令和元年度からは改善されており、他の 2 施設も短期間のうちに入金処理がされていることを確認しているが、現場での現金残高の管理等を含め、利用料金収入等の入金時期に関する明確な基準を設けることが必要なものとする。</p> <p>④釣銭用及び両替用の現金の他事業への転用</p> <p>東調布公園水泳場の指定管理者は、同施設内でうぐいすネットの利用料金収納事務を別の事業として請け負っているが、水泳場の釣銭用及び両替用として準備している現金をうぐいすネット関連事業の釣銭として転用することがある。</p> <p>釣銭用の現金は指定管理料収入や利用料金収入等から準備されているものではない（指定管理</p>	

者に帰属する現金)としても、他の事業との混同により、利用料収入等の集計の誤りにつながる恐れがあるため、うぐいすネット関連事業の釣銭とは明確に区分して管理することが必要なものとする。

⑤用途不明の現金

平和島公園水泳場において、100円玉10枚の1,000円の現金が保管されているが、その用途が不明である。内容を確認し、不要であれば、指定管理者の本社へ変換する等、不要な現金を保管しないよう早急に対処すべきである。

措置状況

各公園水泳場には、現金や預金の管理体制を徹底するため、以下のとおり業務を改善しております。

①平和島及び萩中公園水泳場の小口現金出納帳は、入金日で帳簿作成をするよう見直しました。

②各公園水泳場は、小口現金以外でも売上金等の出納帳を作成し、月末には専用預金口座と出納帳を照合しています。

③令和元年度から改善を図っていますが、利用料金収入等の入金時期は、指定管理者の責務で短期間のうちに入金処理をしています。

④東調布公園水泳場の釣銭転用は、うぐいすネット関連事業と明確に区分し、転用しないよう改善しました。

⑤平和島公園水泳場の用途不明の現金は、保管しないよう対処済です。

なお、今回の指摘事項を重く受け止め、指摘のあった公園水泳場には令和2年7月2日付で業務の改善指示をしました。

指摘 No. 50	部課名：都市基盤整備部 道路公園課
項目名：備品の管理	
指摘事項	
<p>備品の管理について、以下の問題点が検出されており、備品の管理体制について、改善を図ることが必要なものとする。</p> <p>①備品番号の誤り</p> <p>東調布公園水泳場におけるテストの結果、最近購入したロッカー1件について、備品台帳への記載が漏れているものが発見された。これは、間違った備品番号の備品管理シールを発行し、そのまま貼り付けてしまったことが原因であった。新規購入の備品であるため、同一物性の確認に問題はないと思われる。</p> <p>なお、指定管理者による実査は、夏季繁忙期前に行うため、当該備品の取得がこの実査後であったため、現地視察まで誤りを発見できていなかったものである。</p> <p>新規購入の備品に備品管理シールを貼り付ける際は、新規購入備品を記載した備品台帳と備品番号の照合を行った上で行うことが必要なものとする。</p> <p>②備品Ⅲの資産管理シール</p> <p>備品Ⅲについて、台帳での管理はされているものの、資産管理シールが貼られていないものがあった。東調布公園水泳場では、一切貼られておらず、萩中公園水泳場では、概ね貼り付けられていたが、一部貼り付けられていないものがあった。なお、平和島公園水泳場では問題が検出されていない。</p> <p>備品の計上基準金額（5万円以上）に満たない区の所有資産には、資産管理シールが貼られておらず、それと備品Ⅲとの区別がつかなくなる可能性があるため、備品Ⅲに区分される備品についてもすべてに指定管理者の資産管理シールを貼り付けることが必要なものとする。</p>	
措置状況	
<p>所管部局は、備品管理シールの発行で以下のとおり事務改善をしました。</p> <p>①備品管理シールの誤りは、すでに是正しましたが、再発防止として複数担当者によるチェックをすることとしました。</p> <p>②東調布公園水泳場及び萩中公園水泳場に対しては、「備品Ⅲにも資産管理シールを貼る」ことにより、指定管理者の備品であることを明確にする業務改善を実施しました。</p> <p>今回の指摘事項を重く受け止め、東調布及び萩中公園水泳場には令和2年7月2日付で業務の改善指示をしました。</p>	

指摘 No. 51	部課名：地域力推進部 矢口特別出張所	
項目名：矢口区民センター温水プール管理・業務日誌（個人）の記載不備		
指摘事項		
平成 30 年度の矢口区民センター温水プール管理・業務日誌（個人）に次のような記載不備が見られた。		
	報告日	不備内容
1	平成 30 年 9 月 14 日	利用人員数の人数の集計が誤っているが、訂正が鉛筆でなされているのみで、委託業者によるボールペンによる訂正、訂正印等適切な訂正がなされていない。
2	平成 31 年 3 月 11 日	環境監視業務の欄における記載事項に次の不備がある。 気温、室温、水温、残留塩素、水素イオン濃度(PH) について、14 時から 21 時の各時間帯の記載が漏れている。
報告書類の記載については、正確な記載を行うことを周知徹底すべきであるとする。		
措置状況		
管理・業務日誌は委託業者が当日に記入し、翌日、矢口特別出張所に提出しています。記載漏れ等を防ぐため、当日の委託責任者が終業時に内容の点検を行い、翌日の責任者が出張所への提出前に再度点検を行うこととしました。また、人数の集計を手計算からパソコン入力に切り替え、計算ミスを防止します。矢口特別出張所でも記載漏れや不備を迅速に発見できるよう担当者及び係長がそれぞれに内容の確認を徹底します。		

指摘 No. 52	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課										
項目名：「大田区観光・国際都市部事業概要 Compass2019」内の集計誤り											
指摘事項											
<p>「大田区観光・国際都市部事業概要 Compass2019」に掲載されている、「2020 東京オリンピック・パラリンピック推進事業」の「(2)大会競技種目の普及啓発及び大会気運醸成事業」の「【元年度計画（4月事業は実績記載）】27件（予定）」とあるが、細目の件数を集計すると正しくは26件である。</p> <p>【元年度計画（4月事業は実績記載）】27件（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京2020大会カウントダウンイベント （1年前）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>ホッケー・パラリンピック競技の普及啓発</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>ホストタウン交流</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>大会関連展示</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table> <p>公表書類の作成に当たっては、一層の正確を期すべきである。</p>		事業名	件数	東京2020大会カウントダウンイベント （1年前）	1件	ホッケー・パラリンピック競技の普及啓発	4件	ホストタウン交流	14件	大会関連展示	7件
事業名	件数										
東京2020大会カウントダウンイベント （1年前）	1件										
ホッケー・パラリンピック競技の普及啓発	4件										
ホストタウン交流	14件										
大会関連展示	7件										
措置状況											
<p>ご指摘を受けた事項を踏まえ、令和2年度の観光・国際都市部事業概要の作成において、係員2名、係長2名で確認作業を行い、チェック体制を強化しました。</p>											

指摘 No. 53	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：スポーツ推進委員の運営における定例会議事録の確認	
指摘事項	
<p>定例会はスポーツ推進委員が一同に会する重要な機会であるため、様式の見直しも含め、今後はその確認についてもルールを設け、それに基づいて実施すべきである。また、「総務」欄においてもチェックマークのみでなく、誰が確認したものであるのか分かるように署名を求めるべきであると考えられる。</p>	
措置状況	
<p>スポーツ推進委員協議会の定例会については、スポーツ推進委員協議会で当番を決めて議事録を作成しています。協議会と調整し、様式や確認の署名をすることについても見直しました。</p>	

指摘 No. 54	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：総合型地域スポーツクラブの登録要件	
指摘事項	
<p>オーちゃんネットにおいて、各総合型地域スポーツクラブの登録状況を閲覧したところ、特定非営利活動法人ベアーズの登録がなされていなかった。担当課に確認したところ、以下の回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人ベアーズの登録申請時の支援要領には、オーちゃんネット登録が要件となっていなかった。 ・その後、支援要領が改定されたが、ベアーズが掲載手続をとっていなかった。要領改定時には担当課からベアーズを含め、改定後の支援要領を示し、手続を取るように伝えた。 <p>支援要領の登録要件を充足していないので、オーちゃんネットへの登録の対応をする必要がある。</p> <p>総合型地域スポーツクラブの登録時の要件確認や、その後の変更に関しても区から確認はほとんどないため、このような遺漏・脱漏が発生するものと考えられる。総合型地域スポーツクラブの登録申請時の確認手続や、登録後の年度ごとの変更管理方法の整備が必要である。</p>	
措置状況	
<p>ご指摘を受け、特定非営利活動法人ベアーズにオーちゃんネットへの申請を促し、その後登録しました。要領改訂時には、区民への周知を徹底するとともに、課の確認するチェック体制を強化していきます。</p>	

指摘 No. 55	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：登録申請書の訂正印不備	
指摘事項	
<p>レスポ大森クラブの登録申請書（第1号様式（第3条関係））の申請日付が二重線で訂正されているが、訂正印が押印されていない。</p> <p>記載事項の訂正を行った場合、届出者の印による訂正印の押印が必要である。</p>	
措置状況	
訂正印の押印を行いました。押印の漏れがないよう確認を徹底します。	

指摘 No. 56	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：登録申請書の設立年月日の記載	
指摘事項	
<p>支援要領では登録要件（※1）として「団体登録手続の1年以上前から継続した活動実績があること」とある。</p> <p>レスポ大森クラブの設立年月日は平成31年4月1日となっているが、登録申請日も平成31年4月1日で同日であるから、これでは、1年以上前からの活動実績はないことになり、登録要件を充たさなくなる。</p> <p>なお、登録申請日と設立年月日が同日の団体がレスポ大森クラブの他複数（※2）あるが、これでは、1年以上前からの活動実績はないことになり、同様に登録要件を充たさなくなる。</p> <p>また、登録申請書の設立日付が、総合型地域スポーツクラブとしての設立日付であるとするならば、そもそもこの登録申請書は総合型地域スポーツクラブになるための登録申請なのであるから、そのような日付を書くこと自体が不可能である。</p> <p>このことから、設立年月日には、団体が設立された日付（任意団体、愛好団体として活動を始めた日か、法人設立日かはここでは問わない）が記載されているべきである。</p>	
措置状況	
<p>「レスポ大森クラブ」は、総合型地域スポーツクラブ登録申請時に名称を改正したため、設立年月日と登録申請日が同日となり、誤解を招く結果となってしまいました。</p> <p>ご指摘の登録要件である活動実績が把握できない状況でしたので、確認のため必要な書類を揃え、修正しました。</p> <p>今後、このように登録申請時に名称を変更する場合は、1年間以上の活動実績についての登録要件が確認できるよう、従前の名称や活動履歴を含め併記し、根拠を明確にするなどの対応を徹底していきます。</p>	

指摘 No. 57	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：登録申請時の活動実績の記載	
指摘事項	
<p>登録要件として、「支援要領第2条1項7号 次条に規定する団体登録手続の1年以上前から継続した活動実績があること」とある。</p> <p>レスポ大森クラブの登録申請日は、平成31年4月1日であるから、平成30年3月31日以前から団体として活動した実績が分からなければならない。しかしながら、登録申請時に添付された「活動・実施報告書」は平成30年4月5日からの活動内容しか記載されていない。</p> <p>これでは、登録申請時点で1年以上の活動実績を表しているかは判断できず、登録要件を充足するかの判断もできない。また、レスポ大森クラブ登録申請時の「活動・実施報告書」の記載に活動内容欄の参加者の人数の未記載が多数あり不備がある。</p> <p>登録申請書類は、不備なく作成されるべきであるし、担当課もまた、適正に作成されるよう指導すべきである。</p>	
措置状況	
<p>「レスポ大森クラブ」の登録申請日は平成31年4月1日で、登録要件としては、1年間以上前からの継続した活動実績が必要です。申請時の平成30年4月以降の活動内容が提出された際、職員の説明と書類の確認が不足していました。今後は、登録申請時に1年間以上前からの活動実績が必要である旨を適切に伝え、登録申請を受け付ける職員向けマニュアルに漏れのないよう明記し、確認の徹底を図ります。</p>	

指摘 No. 58	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：監査資料としての提出書類の不備	
指摘事項	
<p>提出書類が、明らかに適正でない書類である。また、登録申請時の書類の存在も不明である。</p> <p>担当課によると、このような書類の不備が発生したのは、申請書と添付書類の保管を別々に保存していたことに併せ、社会教育課より事務が移管されたため整理ができていなかったためである、という。</p> <p>今後は、各種書類の保存について、整理及び管理の徹底を図る必要がある。</p>	
措置状況	
<p>総合型地域スポーツクラブの登録申請時には、申請書の他に、活動報告や活動実績などを添付することとなっています。登録申請時の関係書類をはじめ、各種文書については、保存期限を厳守し、整理及び管理の徹底を図っていきます。</p>	

指摘 No. 59	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：OTA ウォーキングにおける事業実績の集計・開示	
指摘事項	
<p>参加者数には第 10 回 OTA ウォーキングであれば一般のウォーキング参加者 291 名の他にスポーツ推進委員が 41 名おり、また第 11 回 OTA ウォーキングであれば一般のウォーキング参加者 206 名の他にスポーツ推進委員 45 名、ラジオ体操連盟 5 名、スポーツ推進課 4 名、体育協会 6 名が参加者数としてカウントされている。</p> <p>一般のウォーキング参加者以外はスタッフと呼べる者であり、参加者としてカウントすることは適当ではないと考えられるため、参加者数は一般の参加者のみをカウントするべきであると考ええる。</p> <p>また、若干趣旨は異なるが、経済産業省が平成 26 年 3 月に作成している「展示会産業概論～はじめて展示会に関わる人のための入門書」の「第 1 章 展示会とは」において「来場者」は次のように定義されている。</p> <p>「来場者」の定義 情報収集、商品の購入、出展者との契約を目的として展示会に参加する人（出展スタッフ、報道関係者、サービス提供者、主催者スタッフを除く。講演者は展示会に出席した場合のみ来場者としてカウントされる。）</p> <p>上記の「来場者」の定義に沿えば、主催者スタッフは来場者にはカウントされない。また、実用日本語表現辞典によれば「参加者」とは「会合や催しごとなどに参加している者。裏方として参加している人物は含めない場合が多い」とされていることからスタッフと呼べる者については参加者にカウントするべきではないという考え方もあるため、参加者及びスタッフ等を区分して集計・開示することが必要なものとする。</p>	
措置状況	
<p>今まで「参加者数」としてまとめる場合は、そのイベントに協力参加した各種競技団体や連盟のスタッフを含めて計上していました。今後は、参加者とスタッフは区分して計上することで、わかりやすく表示します。</p>	

指摘 No. 60	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：OTA ウォーキングにおける事業実績の整合性	
指摘事項	
<p>第10回 OTA ウォーキングにおける参加者は受託事業実績報告書では、指摘事項 No. 59 で述べたように一般のウォーキング参加者 291 名とスポーツ推進委員 41 名で計 332 名となるが、スポーツ推進課が所属する観光・国際都市部が公表している「大田区観光・国際都市部事業概要 Compass2019」では 349 名と整合していない。参加者数は整合するよう記載する必要がある。</p>	
措置状況	
<p>第10回の大会では、ウォーキング終了後に、新たな試みとして、体操教室やポールウォーキング講習、ストレッチなどを実施しました。これらの事業は、スポーツ推進課が調整等を行ったため、大田区スポーツ協会から提出された実績報告では、このスタッフ数が含まれておらず、その差異が整合していないことが要因でした。今後、参加者数の考え方は、指摘No.59 で措置した内容に合わせるとともに、数値の掲載時においても、スポーツ協会との調整をし、実績数に差異がないようにします。</p>	

指摘 No. 61	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：区民スポーツまつりにおける受託事業実績報告書内の会場数不整合	
指摘事項	
<p>実施会場は平成 30 年度の報告書の担当者所見では全 44 会場となっており、また、添付の参加者数を記載した別紙においても 44 会場であったが、報告書の会場数の報告は「大田区総合体育館、大森スポーツセンターをはじめとした区内のスポーツ施設、小中学校、公園など、全 36 会場」となっており、会場数が整合していない。また、平成 28 年度の報告書においても同様に、担当者所見では全 43 会場、報告書の会場数の報告は全 45 会場となっており、会場数が整合していなかった。</p> <p>地域会場を含めるか否かで会場数が異なっているとのことであるが、報告書は受託した事業の実績を正確に報告するための書類であることから、すべての数字は整合させる必要があるため、集計方法を明確に規定し、地域会場の集計をどうしているかも明示することが必要なものとする。</p>	
措置状況	
<p>スポーツまつりは、スポーツの日当日に開催する会場の他に、当日以外の日程で、地域の方が開催する地域会場があります。今後は、会場数を表示する場合に、地域会場の有無を区分した表示にします。</p>	

指摘 No. 62	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：区民スポーツまつりにおける参加者総数の集計	
指摘事項	
<p>参加者のカウント方法について、指摘 No. 59 と同様の問題がある。</p> <p>実績報告書の参加者総数は 15,935 人であるが、うち来場者 14,295 人、従事者 1,640 人である。</p> <p>来場者は「三省堂 大辞林 第三版」では来場者の定義はないが、「来場」については「その会場・場所に来ること」と定義されており、基本的には参加者と来場者はほぼ同じ定義であると考えられる。</p> <p>そのため従事者については大会のスタッフ等であると考えられることから参加者総数にカウントすることは妥当ではないと考える。</p>	
措置状況	
<p>区民スポーツまつりは、スタッフ兼参加者がいるため、全てを参加人数として計上していました。ご指摘を受けて、今後は誤解のないよう、参加者とスタッフを区分して計上し、わかりやすく表示していきます。</p>	

指摘 No. 63	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：おおたスポーツ健康フェスタにおける参加者数の整合性	
指摘事項	
<p>第 3 回及び第 4 回おおたスポーツ健康フェスタにおける参加者は歳出歳入決算概要説明書ではそれぞれ 3,200 名ずつであるが、受託者である「おおた地域スポーツクラブネットワーク」からの実施報告である「完了届」によれば参加実績は、平成 28 年度は約 3,300 名、平成 29 年度は約 3,100 名と整合していない。</p> <p>参加者数は整合するよう記載する必要があると考えられる。</p>	
措置状況	
<p>スポーツ健康フェスタの来場者の集計については、受託者による集計の他、区職員による集計も行っており、今回のような差異が生じてしまいました。参加数は、受託者と整合を図ります。</p>	

指摘 No. 64	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：区民スポーツ大会における参加者数の整合性	
指摘事項	
<p>平成 30 年度秋・冬季大会における参加者数は、Compass2019 においては 31,709 人と記載されているものの、受託事業実績報告書では 31,790 人と報告されており、整合していない。参加者数は整合するよう記載する必要がある。</p>	
措置状況	
<p>区民スポーツ大会については、各連盟から出された参加者数を集計して、参加者数を決定しており、受託事業実績報告書提出後に訂正等が報告され、数値は整合しませんでした。今後は、受託事業実績報告書と Compass の参加数が同一となるよう確認し、整合を図ります。</p>	

指摘 No. 65	部課名：観光・国際都市部 スポーツ推進課
項目名：区民スポーツ大会における事業実績の集計・開示	
指摘事項	
<p>参加者のカウント方法について、指摘 No. 59 と同様の問題がある。</p> <p>実績報告書の参加者総数は 31,790 人であるが、うち大会・事業参加者数は 29,335 人、役員が 2,455 人である。</p> <p>役員は受託事業実績報告書では運営スタッフとなっており、参加者総数にカウントすることは妥当ではないと考えられる。</p> <p>この点、大田区スポーツ協会が公表している事業報告書では区民スポーツ大会の参加者数には運営スタッフは含まれていない。公表数値を整合させるためにも運営スタッフと参加者数を区分して集計・開示する必要があるものとする。</p>	
措置状況	
<p>今後は、運営スタッフと参加者数を区分して集計し、実績報告するよう求めています。</p>	

